|  |
| --- |
| 博物館に相当する施設の要件を備えなくなった旨の報告書年　　　月　　　日山形県教育委員会教育長　殿報告者報告者の住所又は主たる事務所の所在地　　　博物館に相当する施設の要件を備えなくなったので、博物館法施行規則の規定により報告します。　　　　　　　　　 |
| 　指定施設の名称 |
| 　指定施設の所在地 |
| 要件を備えなくなった年月日 |
| 　備えなくなった要件（備えなくなった要件の□にレ点を記入）　□　博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。□　博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有ること。* 学芸員に相当する職員がいること。

□　一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。□　１年を通じて100日以上開館すること。 |

（みなし指定施設用）